every ministry and agency) in the fiscal years 2010, 2011 and, 2012 ; (d)Persons who have not received suspension of designated contractor status, etc. from any ministry or agency (including persons specially recognized by officials in charge of disbursement of the procuring entity). (e)an eligible person is a person whose business condition and credit are deemed not to be a severe degradation, and who is sure to implement the contract. (f)Submit a document of a system to prove their ability to supply the system concerned and meet our requirements in order to be judged acceptable by the contracting entity ; and provide explanations on the contents of the above document by request.

(7) Time-limit for tender : 17 : 30　22 September 2011.

(8) Other : For details concerning this tender, refer to the Tender explanation.

(9) Contact point for the notice : Shinnya Morimoto Procurement Section, Accounts Division, Commissioner's Secretariat, National Tax Agency, 1―1 Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8978 Japan. TEL 03―3581―4161 ex. 3645

○第２号

1　調達内容

(1)　品目分類番号　14、71、27

(2)　借入等件名及び数量

作成コーナー用パーソナルコンピュータの調達（区分２）451台

(3)　第１号の１(3)に同じ。

(4)　借入期間　平成24年１月４日から平成24年３月31日

(5)　納入場所　当庁の別途指定した場所

(6)　第１号の１(6)に同じ。

2　競争参加資格

第１号の２に同じ。

3　入札書の提出場所等

(1)～(3)　第１号の(1)～(3)に同じ。

(4)　開札の日時及び場所　平成23年９月27日　国税庁第５会議室　15時45分

4　第１号の４に同じ。

5　第１号の５に同じ。

6　Summary (No. 2)

(1), (6), (7), (8) and (9)　The same with the Notice above (No. 1)

(2)　Classification of the products to be procured : 14, 71, 27

(3)　Nature and quantity of the products to be rent : ②Personal computers 451 sets

(4)　Rent period : From 4 January 2012 through 31 March 2012.

(5)　Rent place : Location specified by National Tax Agency.

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年７月21日

支出負担行為担当官

国税庁長官官房会計課長　小部　春美

◎調達機関番号　015　◎所在地番号　13

1　調達内容

(1)　品目分類番号　14、71、27

(2)　購入等件名及び数量

路線価図等閲覧用パーソナルコンピュータの借入　537台

(3)　調達件名の特質等　調達件名の性質等に関し、支出負担行為担当官が別途指示する特質を有すること。

(4)　借入期間　平成24年１月１日から平成27年12月31日までの間

(5)　履行場所　当庁の別途指定した場所

(6)　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格

(1)　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2)　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3)　平成22・23・24年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」又は「物品の販売」で「A」又は「B」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者、又は当該競争参加資格を有していない者で、入札書の受領期限までに競争参加審査を受け、競争参加資格者名簿に登載された者であること。

(4)　各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。

(5)　経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

(6)　本公告の物品を第三者をして貸付けしようとする者にあっては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。

(7)　その他の条件は入札説明書による。

3　入札書の提出場所等

(1)　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒100―8978 東京都千代田区霞が関３丁目１番１号入札説明室（B東84）

(2)　入札説明書の交付方法　随時交付する。

(3)　入札説明会の日時及び場所　平成23年８月４日　国税庁第五会議室　14時00分

(4)　入札書の受領期限　平成23年９月28日17時30分

(5)　開札の日時及び場所　平成23年９月30日　国税庁第五会議室　14時15分

4　電子入札システムの利用

本件は、財務省電子入札システムを利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。

ただし、紙による入札書の提出も可とする。

5　その他

(1)　契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

(2)　入札保証金及び契約保証金　免除。

(3)　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、入札説明書で示した入札参加のために必要な書類を平成23年９月14日の17時30分までに提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4)　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。

(5)　契約書作成の要否　要。

(6)　落札者の決定方法　入札書の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7)　手続における交渉の有無　無。

(8)　問い合わせ先　国税庁長官官房会計課契約第二係　盛元　眞也　電話番号03―3581―4161　内線3645

(9)　その他　詳細は入札説明書による。

6　Summary

(1)　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Harumi Kobe, Director Accounts Division, Commissioner's Secretariat, National Tax Agency.

(2)　Classification of the products to be procured : 14, 71, 27

(3)　Nature and quantity of the products to be rent : Personal computers for reading road ratings 537 sets

(4)　Rent period : From 1 January 2012 through 31 December 2015.

(5)　Rent place : Location specified by National Tax Agency.

(6)　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall ; (a)not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship of Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause ; (b) not come under Article 71 of the Cabinet